

2023.09.23

相続税における 配偶者の優遇措置

Q

お客様からのご質問

私は中小企業の経営者です。

先日のコマツセミナーで、相続では「配偶者の優遇措置」があるとことを聞きました。

もう一度、「配偶者の優遇措置」について説明していただきたいです。

A

キド先生からの回答

配偶者が、相続財産を受け取る場合には、次のような相続相当分の相続税が軽減されます。

- ① 配偶者が「1億6千万円相当分」を相続する場合
- ② 配偶者が「法定相続分」（民法900条）を相続する場合
- ①又は②のいずれかを選択して、その範囲内では相続税の税負担がかからないという特例です。

通常、縁起でもない話ですが、社長がお亡くなりになった後で、奥様がどちらを適用するか選ぶことができます。なお、参考までに民法900条の法定相続分は次のようになっています。

配偶者の法定相続分（民法900条）

イ 相続人が妻：子＝

$$\frac{1}{2} : \frac{1}{2}$$

ロ 相続人が妻：夫の父母＝

$$\frac{2}{3} : \frac{1}{3}$$

ハ 相続人が妻：夫の兄弟姉妹＝

$$\frac{3}{4} : \frac{1}{4}$$

ニ 相続人が妻＝ 1（全財産が非課税）

キド先生からのコメント

活用の検討にあたっては、奥様の健康状態等を考慮して、二次相続（奥様が亡くなった場合）において、お子様に税負担が重くならないように留意する必要があります。詳しくは顧問税理士とよくご相談ください。

